

美術品補償制度部会の設置について（案）

平成 23 年 6 月 日
文化審議会 決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に美術品補償制度部会を設置する。

2. 調査審議事項

- （1）展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成 23 年法律第 17 号）第 12 条第 2 項の規定により審議会の権限に属させられた事項について
- （2）その他、上記に関連する事項について

3. 構成（別紙参照）

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

第1期美術品補償制度部会委員

(平成23年6月1日現在)

(正委員)

あおやぎ まさのり
青柳 正規

(独)国立美術館理事長、国立西洋美術館館長

さ さ き じょうへい
佐々木丞平

(独)国立文化財機構理事長、京都国立博物館館長

(臨時委員)

あら や しき とおる
荒屋鋪 透

(公財)ポーラ美術振興財団ポーラ美術館館長

おおさか えり こ
逢坂恵理子

横浜美術館館長

おおはら ひでゆき
大原 秀之

吉備国際大学文化財学部学部長

さ とう まさとし
佐藤 正敏

損保ジャパン美術財団理事長、(株)損害保険ジャパン取締役会長

はこもり えいいち
箱守 栄一

美術品リスクコンサルタント、慶應義塾大学大学院文学研究科アート・マネジメント分野非常勤講師

ゆきやま こうじ
雪山 行二

和歌山県立近代美術館館長

(専門委員)

いのうえ よういち
井上 洋一

東京国立博物館企画課長

さ の ち え
佐野 千絵

東京文化財研究所保存科学研究室長

しらはら ゆ き こ
白原由起子

根津美術館学芸課長

なかばやし かず お
中林 和雄

東京国立近代美術館企画課長

むらかみ ひろ や
村上 博哉

国立西洋美術館学芸課長